



児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

児童手当

児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。

児童扶養手当

離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母))が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。

特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

概要

18歳到達後最初の年度末までの児童(留学中の場合などを除く)を監護養育している人に支給されます。

要件

3歳未満	3歳以上 高校生年代まで
15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円

※養育するお子さん(22歳到達後の最初の年度末まで)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

令和7年4月分～

- 全部支給 46,690円
- 一部支給 11,010円～
46,680円

令和7年4月分～

- 1級の人 56,800円
- 2級の人 37,830円

2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子以降11,030円～5,520円

●所得が一定以上の場合は手当が支給されません。
※所得制限限度額はそれぞれ異なります。

月額

2・4・6・8・10・12月の10日

支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。

1・3・5・7・9・11月の11日

8月・11月・4月の11日

支給日

6月頃

現況届の提出は原則不要です。提出が必要な人には、個別に案内を送付します。

8月

現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。

この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、11月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

8～9月

所得状況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。

この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、8月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

現況届提出月

問 福祉課 福祉・手当係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



子育て支援センターゆうゆうからのお知らせ

世代間交流子育てサロン「てくてくひろば」のご案内

地域のボランティアさんといっしょに、広いフロアで、親子でのびのびとからだを動かして遊びましょう！
子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っています♪

▶日程 ①7月22日(火)
②8月21日(木)
③12月17日(水)
④令和8年3月5日(木)

小学生以上の
きょうだい児さんも
どうぞ♪

▶時間 10：00～12：00(時間内はいつ来ても帰ってOKです)

▶対象 宇美町在住の就学前のこどもとその家族

▶場所 うみハピネス1階 多目的ホール

★ベビーカーの室内持ち込みOKです！



「小・中学校子育てサロン」のご案内

町内の小・中学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることができるフリースペースです。子育て支援センターゆうゆうのスタッフも待っていますので、ぜひお越しください。

▶令和7年度 サロン開設予定日

	原田小	井野小	宇美中	宇美東中	宇美南中
開設場所	学習室1 (1階)	情報ルーム (2階)	多目的ホール (4階) ※エレベーター利用可	視聴覚室 (1階)	多目的ホール (1階)
開設時間	10：15～12：15 ★時間中は、いつ来ても、帰ってOKです。				
6月	6日(金)		20日(金)		18日(水)
7月	9日(水)			17日(木)	16日(水)
9月		26日(金)	11日(木)		
10月	3日(金)		28日(火)	16日(木)	
11月		20日(木)		6日(木)	14日(金)

★室内履き(スリッパなど)をお持ちください。

※感染症対策や天候不良により、中止になる場合があります。

最新情報は、「ゆうゆう」ホームページでご確認ください。

※各自の責任で、けがや事故に気をつけてご参加ください。

ゆうゆう
ホームページ
はこちら▶



問 子育て支援センター ゆうゆう ☎957-6450 FAX957-6430
こどもみらい課 子育て支援係 ☎933-0777 FAX933-0210